

社会福祉法人が所有する自動車に係る自動車税の課税免除制度

社会福祉法人が所有する自動車で、次の要件を全て満たしている場合には、申請により、自動車税の課税を免除することができます。

1. 課税免除の要件

要件 1

次のいずれかの事業を行う社会福祉法人が所有する自動車であること。

- ① 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業
- ② 社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち、障害者総合支援法に規定する「就労移行支援事業」、「就労継続支援事業」
- ③ 社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する「児童発達支援事業」、「医療型児童発達支援事業」

要件 2

自動車の納税義務者が、当該社会福祉法人であること。

要件 3

申請車両が、主として入所した者の通学、通院又は日常生活物品の購入のために使用する自動車であること。

※施設長等職員のための自動車等、施設の一般管理の用に供される自動車は除きます。

2. 必要書類

- ①自動車税課税免除承認申請書 ※個人番号(法人番号)を記載してください。
- ②自認書 (別紙の作成例を参考に作成してください。)
- ③車検証【原本】(または、車検証【写し】と「自動車検査証記録事項」【写し】の両方)
※車検証上の使用の本拠地と使用施設の所在地が一致している必要があります。
- ④定款【写し】
- ⑤パンフレット等 (申請する社会福祉法人が施設を運営していることが分かるもの)

3. 申請場所 (郵送での申請も可能)

山梨県自動車税センター (山梨県総合県税事務所自動車税部) C棟2番窓口

受付時間: 8時30分~17時15分 (土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)

〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-4 TEL:055-262-4662 FAX:055-263-2421

4. 課税免除の始期

申請が承認された場合、申請日(※郵送の場合は申請書到達日)の属する月の翌月から課税免除となります。

5. 注意事項

- ・免除が承認された自動車を、課税免除対象の社会福祉事業以外に使用することとなった場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月から課税となります。この場合、自動車税申告書により、その事実が発生した日の翌日から起算して7日以内に申告してください。
- ・免除が承認された自動車については、随時、実態調査を行っています。調査の際には、**車両運行記録簿**を提出していただきますので、別紙1「**車両運行記録簿(例)**」を参考に、作成及び保管をお願いします。

車両運行記録簿記載必須項目: ① 当該車両を使用した施設名 (※複数の施設で当該車両を使用した場合は、そのすべての施設名を記載すること。)、② 車両の使用月日、③ 出発時刻及び積算走行距離計(オドメーター)に表示されている積算走行距離、④ 帰着時刻及び積算走行距離計(オドメーター)に表示されている積算走行距離、⑤ ②の走行距離、⑥ 乗車した利用者の氏名及び人数、⑦ 運行経路(行き先の店舗名、施設名等を記載すること。)、⑧ 使用目的

- ・リース車両は課税免除の対象となりません。
- ・8ナンバーの特種用途自動車で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」と記載のある自動車については、本制度とは別に減免制度があります。要件や必要書類等が異なりますので、詳細については、お問い合わせください。

【課税免除の手続き・お問い合わせ先】

山梨県自動車税センター (山梨県総合県税事務所自動車税部) 自動車税課 課税調査担当

〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-4 TEL 055-262-4662 / FAX 055-263-2421

※開庁時間: 8時30分~17時15分 (土日祝日及び年末年始を除く。) C棟2番窓口